

# 統後史 ノート

復刊7号 通巻10号

いま  
女たちの現在を問う会

特集◆女たちの戦後・その原点



(朝日グラフ  
46年2月15日号より)

## いま 女たちの現在を問う会

# 銃後史ノート

### 刊行にあたつて

「銃後史ノート」……主として戦後育ちの私たちが、したがつてほとんど「戦争」を知らない私たちが、私たちのささやかな機関誌にこんなタイトルを選んだのは、私たちなりの「戦後」があり、その帰結としての「現在」があるからです。「銃後」ということばは、主に十五年戦争の過程で頻繁に使われ、女たちに「銃後の護り」を強要しました。しかし、十五年戦争が明治以来の日本の「近代」の集約の姿である以上、それは十五年戦争の時期に限らず、日本「近代」を通して女たちにつきまとつてあると考へます。

私たちは母や祖母たちから、かつての戦争で、犠牲を強いられた被害体験の話を聞かされて育ちました。しかし、成長の過程でその戦争が侵略戦争であったことを知り、戸惑いを持ちつづけてきました。現在も、「銃後」ということは消滅しても、体制を支える女の情況はかわっていません。この戸惑いと認識の中から、私たちのグループは生まれました。

母たちは確かに戦争の被害者であった。しかしながら同時に侵略戦争を支える「銃後」の女たちでもあった——何故にそうであり得なかつたのか——この機関誌を通じて、これを明らかにしたい、と思います。そして、それは単に過去の「銃後」の女たちを考えるだけでなく、すでにかつての母たちの年代に達した私たち自身の状況を明らかにするものでありたい、と考えています。

- 生き残った「銃後」の女たちと、生き残った銃後の女たちから育つ私たちの対話の場として、
- 「銃後」の女たちになるかもしれない私たち、すでに形をかえてなつているかもしれない私たちを、かつての「銃後の女たち」をみるとことによって対象化するために、
- 他者、あるいは他国の人々を踏みつけにしない私たちの解放の方向をさぐるために、

この小さなやかな機関誌をあらしめたいと願っています。

一九七七年十一月一日

# 特集 ● 女たちの戦後――その原点

年表／敗戦直後の日本―― 4

座談会／窮乏と解放と―― 6

女たちの戦後――その出発点をアンケート六四四人の声にさぐる 加納実紀代―― 44

聞き書き／「米よこせ」から食糧メーテーへ 梅津はぎ子 聞き手・鈴木スム子―― 96

宮城のダシ昆布 潮地 ルミ―― 104

山口判事の死 鈴木スム子―― 108

座談会／教師と生徒が語る敗戦直後の教育―― 116

戦後教育改革は幻か 小園 優子―― 151

日記から――少女の見た戦後・島崎礼子―― 158 笛吹けど踊らず・古浦千穂子―― 185

記 手 少国民世代における戦後・森 韶子―― 174 学ぶ楽しさ・尾形ナカ―― 188

手 青春に悔なし・久保村礼子―― 180 授業ボイコット・市川泰子―― 190

新日本婦人同盟の成立 原田 清子―― 194

婦人代議士誕生――三九人の横顔 佐藤 まや―― 204

民法改正――家制度の廃止をめぐつて 植田朱美・香川福子―― 227

女が家を出るとき 久保よし子―― 238

炭坑労働運動を支えた女たち 島村 俊恵―― 258

<b>記</b>	父親名の当選礼状・宮下喜代——	225	/セキと子供達の家・浅野日出子——	250
<b>手</b>	北京での新婚生活・八坂民子——	254	/組合結成の頃・丸山美津——	267
	北海道のヤマで・滝沢たけ子——	270	/無知の罪・清水文恵——	272

九大生体解剖事件の中の女 鈴木スム子—— 275  
 連載/**戦争と敗戦(II)**—出会いのとき 井手 文子—— 278

堕胎と中絶——優生保護法の成立 大宮みゆき—— 286

戦争の落し子たち 鶴丸 幸代—— 310

手記/保健婦としての戦後十年・高橋政子—— 302  
 資料/街頭録音・ガード下の女たち 構成・鶴丸幸代—— 326

手記/**落ちこぼれ北海道開拓の記** 安藤八千代—— 328

児童雑誌の中の“民主主義” 小原 解子—— 338

手記/『女性展望』の発刊・尼野胡桃—— 358  
 束の間の“民主主義”の中の青春 栄折妍子—— 364

連載/母たちの衣生活(3) むらき數子—— 370

座談会/『銃後史ノート』十年をふり返つて—— 390  
 終刊のことば—— 400

既刊案内 398 / 本誌取扱店一覧 397 / 集会のおしらせ 107

# 民法改正——家制度の廃止をめぐつて——

植田朱美  
香川福子

「男女平等」——それは「自由」「婦人参政権」とともに、改めて口にしたり文字に書いたりすると少々奇異な感じで私に迫ってくる。空気や水と同様、当然のこととして身についてしまっているためか、その言葉のもつ重要性を目の前に突き付けられるとき妙に思われる。「何を今さら……。それは憲法で保障されていることじゃないの」とむきになつて言いたい反面、戸惑いも隠し切れない。「男女平等」も「自由」も現実に照らし合わせて熟考し出すと、決して完全にはそれらが遵守されていないことに気がつく。完全とはいえないでも、女性に美德だとされる忍従を軽くするとか、女は当然こうすべき、男は当然こうあるべきといった男女の理想像の固定化をもつとゆるやかにしてもいいのにと思つてしまふ。

ある日、自分の戸籍を見たとき、両親の婚姻届（一九五七年）の日付が、それまで聞き知っていた結婚記念日より四ヶ月も

遅れているのに気づいた。なぜだろう、その時は小さな疑問にすぎなかつたことが、両親に聞いて驚きに変わつた。挙式後、四ヶ月の同棲期間を経て入籍したが、それは二人の意志ではなく、あくまで私の父方の両親の意志だったという。母を未入籍の間観察し家風に合う嫁かどうかを見定めるための試用期間として、四ヶ月の空白があった。ちなみに父は七人兄弟の三男である。

こんな話は、明治・大正・昭和戦前を生き抜いた人には取るに足らない、ありふれたことであろう。しかし、戦後生まれの私は到底信じられないことであった。氏は、自分固有のしのようなもので生まれた時から自他ともに慣れ親しんだもので、婚姻の時も女性が一方的に改姓するものではないと思ってゐる。なのに、家と家との縁組、籍に入れる入れないは男性側の家が決めていたということが、戦前のことではなく戦後も生き

続いている。これはいったいどうしてなのか。戦後改正された民法は、家制度を廃止し、夫婦中心主義に変わったはずなのに――。改正過程にあつた意見の対立が、四〇年たつた今もそつくりそのまま私たちに及んでいるのではないか。根強い因習が受け継がれているからなのか。

また、旧民法から新民法への移り変わりの時代を生きた人たちはどんな気持ちでそれを受け止めたのだろうか。変化を本心から喜んで受け入れ、実践したのだろうか。疑問は次々と湧いてきた。

### 一、民法改正への流れ

戦前の旧民法は国民の管理統制の一機構として作用していた。天皇を父とし臣民を子供たちとする大家族の日本帝国と、その小型版として戸主を頂点とする家とが抱き合せの形で存在していた。これは上下関係が整然と固定化され、戸主権の下に秩序が保たれた家であった。現代のように目に見えにくいところで操作する管理ではなく、人の上下をはっきりと区別し、上に立つ者からの義務の押しつけは絶対的で、下の者はこれを拒否できない。権利と義務は、近代的な民法の原則に反して一対とはなっておらず、上からの義務の押しつけに対しては、「恩恵」

という保障なき保障が与えられることになっているだけだった。支配する側にとって、これほど都合の良いこともなかつただろう。

日本が近代国家の息吹を受けた明治維新以降、日清・日露戦争、第一次世界大戦と勝ち進んできたことは帝国主義、軍国主義を増長肥大化させた。一方、一時的に盛り上がりを見せた大正デモクラシー、女性解放運動は、支配者にとって体制維持の危機感をいやがうえにも見せつけ、これらの運動に対する抑圧へとかりたてた。政治、経済等の近代化を急いだ結果、あらゆるひずみがあらわれてきたこの時期、支配者は、たてつづけの戦勝を錦の御旗として、資本と結束した体制の再編強化を図りつつあつた。そんな中での敗戦は、支配者に絶大なショックを与えた、敗戦による影響を最小限にいくとめて、従来通りの「國体」をどのようにして護持していくかが問われていた。

一方、敗戦は支配体制に組み込まれていた国民にも、それで信じてきたことを一夜にして失わせる一大事だった。正義だと教えられたものが悪であつたと明かされ、天地がひっくり返る程の衝撃を受けた人も多かったことだろう。しかし、敗戦は現在の視点から、また当時でも冷静に戦況をみつめていた人々からすれば決してマイナスではなく、新しい日本誕生への胎動だと受けとめられていた。

敗戦後のGHQによる日本占領政策は、日本の非軍事化と民主化を目的として行われたが、諸改革の中で、民法改正は少し特異な存在だったと言える。民法改正の中心は、家制度の廃止にあつたが、これについては、戦前から、むしろ旧民法の制定過程から、存続、廃止、強化などの様々な議論が入り乱れており、戦後の民法改正によってようやく一つの結論を得た。

家制度は、中央集権の近代国家と資本主義化を日ざした明治のはじめに、国民管理のイデオロギーとしてとり入れられた制度である。ただ民法だけの問題ではなく、家制度はあらゆる管理の場面に姿をあらわしている。旧民法は、それを法的に保障し、家制度の有力な根拠として作用していた。近代以前の社会は、零細農業が主な経済基盤だったために、それを支える血縁、地縁の集団が経済単位としてまた生活単位として成り立っていた。大変広い範囲のこの家族集団を、国民管理の最小単位として位置づけたのが家制度と呼ばれるものである。旧民法では家制度をとり入れることにより、従来の地方それぞれの慣習、また家族集団それぞれの慣習を画一化して、国民の家族生活をとりしきる根拠とした。しかし、家制度とは名ばかりという面も旧民法には多い。まず第一に、「家」という概念の規定は条文中には見られず、また、「家産」も認められていない。あるのはただ「戸主」という肩書きをもつ個人の絶大な権利だけだ

った。これは、近代私法が何よりも資本主義の基礎である「個人の自由な経済取引」を保障しなければならないという使命をもつてしたことによるもので、家制度と資本主義はもともと矛盾を含んでいた。両立の道はないので、旧民法制定以前からの議論は、すべて家制度をどの範囲まで法にとり入れるかにあった。「民法出デテ忠孝亡ブ」という穂積八束の言葉は、家制度を重視する側の、親子関係を法で規定すること自体がすでに孝道に反するという価値感をよくあらわしている。このような議論は、旧民法制定後も続き、一九一九年には、民法改正事業が始まっている。これは、より家制度を強化する目的で始められたが、一方で資本主義化は制定当時より進み、現実の家族集団は、経済的基盤を失って多くは崩れ去っていたので、この段階ですでに家制度の廃止の意見が出された。穂積重遠、美濃部達吉、松本烝治など、改正要綱作成にあたった委員のなかには戦後の改正とほぼ等しい構想をもつ人々が現われている。改正事業は一九三九年まで続けられ、仮法案としてまとめられたが、すでに日中戦争の渦中、時局との関係上ふさわしくないとされて、ついに戦前の目をみるとはなく、戦後の改正へと持ちこされていった。

このような流れのなかで、戦後の民法改正は、憲法改正の後を受ける形で、表面化してきた。憲法第二十四条「個人の尊厳

と両性の本質的平等」を基本にしたとき、民法の家制度との矛盾は明らかであり、これを改正する動きは、政府部内からも出されている（Political Reorientation of Japan 1948）。司法省民事局奥野健一らは、『民法親族編及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題』をまとめた。これは「家の制度を如何にすべきか、戸主及び戸主権の制度を如何に修正すべきか、妻の無能力の制度を廃止すべきか、家督相続の制度を如何に修正すべきか」等、十五項目の問題点をだしたものだった。

一方、GHQは、終始一貫して民法改正には慎重であった。「家制度の全面的な廃止の問題は、憲法を履行するという憲法実施の要請以上の問題」として「命令しなかった」（我妻栄『戦後における民法改正の経過』所収）と、GHQの報告書は記している。日本側の資料にも「司令部とのいろいろな交渉はありましたが正面きて家の制度を廃止しろといったようなことは全然ありませんでした」（依田精一「占領政策における家族制度改革」『日本占領軍その光と影』所収）とある。

一九四六年七月三日、内閣に臨時法制調査会が設けられ、同年七月十二日には、司法省に司法法制審議会が設置された。この第二小委員会が民法改正を担当したが、このなかには女性委員として、村岡花子、河崎なつら七人が参加している。第一小

委員会は七月十五日から一十日にかけて要綱幹事案を作成し、起草委員会の検討後、七月三十日には第二小委員会で要綱案が決定された。その要綱案は「‘家’の廃止、つまり家督相続の廃止と均分相続の採用、両性の平等に反する規定の削除などを中心とする画期的な」（同）ものであった。九月十一日には司法法制審議会第三回すなわち最終総会で要綱が決定され、十月二十三、二十四日の臨時法制調査会の最終総会にかけられ、一部修正の後、要綱は最終確定となつた。

この要綱の審議と並行して同年八月六日からは民法改正案の作成も進められ、数次にわたる修正の後、一九四七年（昭和二十二年）三月一日に民法改正第六次案が完成し、GHQに提出された。八ヶ月程でGHQに出されたのは、同年五月三日の新憲法施行と同時に改正民法も施行する予定だったからだ。新憲法の内容に合致しない旧民法が新憲法施行後も存在することは数々の混乱を招くことになる。しかし、結局GHQは他の法案の審議に追われ多忙だったため、五月三日までに民法改正案の審議に入ることは不可能であると判明した。このため三月十五日に司法省は「日本国憲法の施行に伴う民法の応急措置に関する法律」を公表し暫定的に旧民法の条文の効力を失わせ、最小限の応急措置をとった。このあと「五月十二日から七月七日まで十八日間にわたるGHQと司法省との会談が開かれ」（同）

た。この会談でも先に述べたようにGHQは当初の方針を貫き、積極的に修正意見を出すことはなく、日本側の意思を尊重した。そしてGHQでの会談後、七月二十三日には国会に民法の一部を改正する法律案を提出し、翌一九四八年一月十日改正民法施行となつた。

次に、ここに至るまでの約一年半の間にあつた意見の対立をいくつかあげてみることにする。

## 二、家制度をめぐって

家制度廃止については改正憲法草案が国会審議にかけられた時から激しい論争となつてゐた。その問題点は何だったのだろう。旧民法では、家族集団を考えるとき、抽象的な存在の「家」の頂点に戸主を絶対的存在として置いた。戸主と他の家族は命令服従という縦の上下関係で結ばれていた。だから憲法第二十四条「個人の尊厳と両性の本質的平等」という言葉は当てはまらず、人格が認められ尊ばれるのは戸主だけ、他の家族にはなかつた憲法第二十四条の規定について「今迄ノ社会状態ヲ元カラ引ックリ返ス非常ナ力ノアル規定」（依田精一「戦後家族制度改革と新家族制の成立」『戦後改革1』所収）と受けとめた人々は多かつた。個人に尊厳が認められ、女も男と同列に立つとなると、家族一人一人が自己主張をし、「家」の統制がと

れなくなるという家制度崩壊の危機感を抱かせた。そして、憲法の条文になんとかして家族保護の条項（戸主権にかわる家族の管理方法）を入れようとした。一方政府の基本方針としては、家族保護の条項を入れることに否定的だつた。ただし、政府側答弁の中には「戸主権……、或ハ戸主ハ……之ヲ認メナイコトニ致シマシテモ、何等カノ方法ニ依ツテ今迄発達シテ居ル健全ナ家族團体ガウマク存続スルヨウニスルト言ウノモ一ツノ考ダト思ツテ」（同）いるとある。具体的には「民法改正規定ニ於キマシテモ、家族ニ於テハ親ヲ中心トシテ考ヘラレルコト」（同）と予想していた。憲法の中に家族保護の条項を入れなくても家制度は全面廃止にはならないという考え方だらう。法律に明文規定しなくとも社会慣習として、戸主、家督相続は存続するし、「あたかも国民の自發性に依拠したかのごとくして家族秩序を維持し、ひいては国家への帰属感を失わせないですむ」（同）という。

改正民法では、家族の理念は、夫婦とその未成年の子供達という直系単婚家族に置かれている。成人した個人は、それぞれ自分の意志で結婚という共同生活に入り、そこで生まれた子供を育て上げるのが「家族」というタテマエである。しかし、旧民法当時は、何才になつても上には戸主がいて、観念上は、さらにその上に祖先がいた。家族は、「家」つまり、直系血族を

軸として傍系、時には地縁をも含む三世代以上の集団に帰属しているものというタテマエであった。この大きな違いのために憲法草案審議での家制度論争は、民法改正問題にも及んだ。家制度廃止に反対する人々は「憲法第二十四条の個人の尊厳及び両親の本質的平等からは直ちに家の廃止は出てこない」（依田「占領政策における家族改革」前出）として、長男重視や男尊女卑の傾向の強い戸主権、家督相続を除いて、戸主家族制を民法上残すことを主張した。つまり憲法第二十四条を秩序を乱す危険な規定とみていた人たちは、民法上家制度を残すことで日本古来の醇風美俗を守り、國民主権が天皇主権に取って代わった今、最後の砦としてでも家制度を残したかったのだろう。上階層社会を非常に身近で最小の社会集団の中に作り、一人の人間に権力を集中させておく。常日頃から身分秩序に慣らすこととで、より大きな社会集団である国と個人を対比させる時、自己の位置づけが容易にできる。そうすることで秩序維持が図られるという支配者の思惑が潜んでいるような気がする。

しかし、こうした意見に対し、「もともと民法に道義上の感情とかそういうものを基礎とした生活を法律で規律するということは非常に困難」で「下手に規律すれば弊害だけが出来るという嫌いが多分にある」つまり「今日の民法上におきます家

美しい家族生活を破壊する面の方が多いのじやないか」（我妻・前出）と反論している。たとえば戸主のもつ居所指定権により仲の良い夫婦が別居させられ離婚に至ったり、姉妹だけの長女が結婚しようとしても家の相続が障害となり容易でないといふことなどがある。これでは「家」の存続・繁栄という目に見えないもののために今生きている人が不幸になっている。婦人委員の村岡花子氏は「民法の上での家族制度……の枠を除外することとは、本当の意味に於て沢山の人達の幸福になる」（同）、「婦人全体の声を聴きますと、戸主権というものを中心にして、戸主が全ての権利をもつて婦人を圧迫している、こういう法律上の家族制度がなくなるということは何といふ嬉しいことだろうか」（同）と女たちの声を代表して発言しているのも注目できる。男性委員が専ら制度、法律といったどこか現実離れしたようなレベルで論争する中、女性委員の生の声は民法改正への切実な願いであった。

不当な権力が民法上の権利として戸主に与えられていた。そして戸主予備軍としての長男を含め戸主たちは、婦人、次三男女子を抑圧してきた。こういう現実を東洋の立派な醇風美俗であるという。本質的にはある者が他者を服従させていたことを民法改正反対派の人々は気付いてなかつたのだろうか。ただ支配服従の上に打ち立てられた秩序だけが大切だったのだろうか。

敗戦、占領という日本史上初めての体験という状況で、旧制度がことごとく解体されていくことに対する危機感から、最後の砦にしがみつくようにして、家制度を守り秩序を保とうと考えたのだろうか——。それにしても、同じ日本人として改正に積極的だった法学者や女性たちが悪弊を除去しようと努力したことと比べれば、やはり家制度を残したかった人々にとって、これがいかに自分たちに便利な制度として機能していたかが推し測れる。

次章では、具体的に、相続、夫婦、親子について、民法がどう変わったかに触れてみたい。

### 三、相続・夫婦・親子

旧民法における相続とは、「戸主の地位を継ぐ。先祖の祭祀を継ぐ。全財産を継ぐ」という三つの事項が一緒になっていた」これを総じて「家督相続」と呼んだ。「家」とは、ただ一代の戸主に象徴されるだけでなく、先祖を祭るということは連綿と続いてきた縦のつながりを後の世代へと永久に伝えることでもあった。そして祖先を祭ることで一家が共通の祖先をもつていいという意識で結束していた。さらに「単に祖先の祭を継ぐ」というだけでなく家の財産そのものを全部之と不可分の関係で継承」した。

この家督相続を廃止しようとする改正要綱案に反対した修正案が出された。「親族は互に敬愛の精神に基き協和を旨とするべく特に共同の祖先に対する崇敬の念を以て和合すべき旨の原則を規定すること」。さらに改正要綱案が均分相続制を採用しているにもかかわらず、「祖先の祭祀を主宰すべき者の相続分は嫡出子の相続分の二倍とす」との条項を但し書で挿入することを提案した。この中に「家督」という言葉は使われていない。けれども、まさしく家督相続を存続させることが目的で、先祖の祭祀にかかる費用負担の名目で祭祀主宰者に特別の相続分を認めることで具体化している。

しかしこのような特別の相続分を認めると、先祖の祭の名目で長男が財産を独占してしまった危險性もあるため、この提案は受け入れられなかつた。

では祭祀継承は現在の民法ではどうなっているのか。第八九七条に「祭祀供用物の承継」として「系譜、祭具及び墳墓の所有権は：慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する」との特別規定がある。もちろん原則としての均分相続と別におかれている。

民法改正案が国会審議にかけられると、市川房枝を中心とする新日本婦人同盟は改正案に對して要望を出した。その中で第

八九七条の削除を要求している。その理由は「従来の長子相続制度を包含している」「慣習とは長子相続の家族制度による慣習であり、……家族制度廃止を建前とする新民法に於て当然抹殺削除されるべき」だというものだった。しかし残念ながら現民法では改正案がそのまま成立している。それは原則としての均分相続を祭祀供用物に適用することが不適当だという配慮からだ。だが、そういうことは相続の時の技巧的なことだという気がする。たとえば財産の均分相続にしても、土地家屋を言葉通り等分割するわけでもないし、相続後の維持責任等を考慮するとの規定があるわけでもない。実際に相続する時は全財産の総評価額を出して分配したりするわけで、ことさら祭祀供用物を特別視するような法律の必要性はないと思う。むしろ、先の新日本婦人同盟の要望にあるように、家督相続の名残りとしても法律で保護し温存させていこうという意図があったのではないだろうか。この点で改正は片手落ちだったようだ。

均分相続になつたことで配偶者（妻）、女子も相続人に加えられたことについては、戦前すでに改正の方向として打ち出されたことでもあったので特に強い反対意見も出なかつたようである。

夫婦の権利義務関係について改正民法が画期的であるのは、まず、憲法第二十四条、両性の平等により妻の無能力規定が廢

止されたことだつた。そして妻の婚姻前の財産は特有財産として認められ、婚姻中自分の名で財産を持ち管理できるようになった。今でもこの改正はもともだとうなずけるが、当時、村岡花子委員が「婚姻中各自の名で財産を持つ」という点について、さらに進んだ発言をした。それは「婚姻生活をしておられます間に各々が作ったものはその人の財産にするという……非常に平等のありますけれど……家庭生活に於きまして女の労力というものは少しも考えられていないような気が致します。……普通の主婦の場合には決して自分でお金を作ることは出来ませぬ。……夫が妻の内助に依つて或は協力に依つて作上げたものが全部夫のものになっていくというような方法でなく、寧ろ結婚生活の間に出来上つたものは、銘々別々に持つべきではなかろうか。……婚姻共有財産といったような名前を付して……あとどうやらのか分からぬものは推定共有財産というものでもよいと思う」（『婦人の世紀』一九四七年一月号）というものがものだった。これは現在でも充分に考えられることで、たとえば収入のない妻が自己名義で不動産等を購入する時、夫から贈与があつたとみなされ税法上も不利となつてゐる。

次に離婚原因に関してふれておく。旧民法では「夫力姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ」のみ妻から離婚請求が許されていた。一方、夫が妻を離婚できるのは「妻力姦通ヲ為シタル

トキ」で、夫からの離婚の方が容易な規定だった。つまり夫が処刑されなければ妻は離婚請求できないのに対し、妻は単に姦通の事実、ひどい場合には夫が妻を疑つただけでも離婚させられるという不平等なものだった。旧民法時代夫が妻を持つても是認されていたのは「祖先の祭を継ぐための男子を絶やさぬため」という「家の要請するところ」（依田「戦後家族制度改革と新家族制の成立」『戦後改革1』前出）だった。しかしこれも家督相続廃止とともにその必要性はなくなった。そして憲法第二十四条の趣旨に沿う形で夫婦相互の貞操義務が課せられ、夫婦のいずれかに不貞行為があれば離婚原因になることが認められた。

さらに離婚に伴なって財産分与請求権が認められた。この権利は離婚原因の有無に関係なく、夫婦のいずれかが相手に対し財産の分割を要求できるというものだ。結婚から離婚に至るまでの婚姻生活そのものに意義をもたせることから作られた。同居し衣食住を共にした夫婦が作った財産は二人のものとする。離婚という事態になつても、離婚原因について責任の有る者がその財産を失うということにはならない。責任のある側からも相手に財産の分与を請求できる。これとは別に、慰藉料の支払いも請求できる。

次に、夫婦における妻と同様、子の尊厳を認めた親子関係を

みたい。旧民法においては親の子に対する権利が専ら中心で、たとえば婚姻届をするにも戸主、父母の同意が必要だった。子は成人しようが白髪ができようが親には頭が上がらなかつた。

しかし、改正民法ではこうした権利はなくなり二十才未満の子供に対しては親は監督権をもつが、二十才で成人した子供はあらゆる行為を親に伺いを立てずに、自分の責任で行える。これに対し、恩とか義理人情が失われ社会秩序が乱れるといった危惧の念を抱く人も多かつた。特に夫婦相互の協力扶助義務や親の未成年の子に対する扶養義務規定があるのに、親に対する子の扶養義務の法律がないことにこだわる人がいた。しかし本来そういう道徳的な「扶養の問題は実際の場合……なかなか一律にはいかない。……法律的に書いてしまえば一親等をこう、二親等をこう、傍系親族はこうということになつてしまふ。……併しそ以外の関係になると、具体的の場合に依つてそう強い規定を一律におくということは……必ずしも穩當でないと思う」（同）と反論されている。

夫婦の場合はその共同生活が破綻したら離婚もありうる。だから二人の間に協力扶助義務を法的に課して安定した婚姻生活を送る努力を要求している。また家庭の基本単位は夫婦と未成年の子供で構成される。未成年の子供に対する親の扶養義務は社会的に自立のできていない人間を育てるという親の任務だか

ら、法で一律に規定するのは容易だ。しかしながら、成人あるいは結婚した子供はたとえ親と同居していても責任もあり、独立した社会人として扱われるべきだし、実際世間はそう見ている。基本単位としての家庭を考えれば成人した子供たちは親とは別の家庭を築いている。そういう子供たちに一律に老親の扶養義務を課すことは、各家庭の事情を考慮していない以上かえて種々の不都合が生じないだろうか。

憲法が想定しているのは一家庭内においての扶助協力義務であり、別家庭となつた場合は個々の状況等によって、現実に則してやっていく他はない。そこに法律で強い義務を課すことはむつかしいと民法改正推進派は言いたいのだろう。

反対派の人々には子供が老親を見向きもしなくなる不安が大きかったようだ。が、別環境で成長した他人同士の男女が結婚生活をスタートさせると違つて、成人の子と老親との間にはそれまでに永く寝食を共にした歴史がある。そこに自然と生まれるのが親子の情であり、それは決して法律によって培われるものではない。法がなければ道徳がなくなると考える方がより非人間的な見方ではないか。

大まかに改正の要点をいくつかあげてみた。全体を通して、民法改正反対派は家制度を残し、人に上下をつける社会を家庭の中に作ることでひいては国家秩序を維持することに意図があ

つたようだ。これに対し改正派の人々は一人一人が自由で平等な立場から民主的家庭生活を営めることを願つていたし、また、家制度の経済基盤が大きく崩れて、家制度自体が存続の根拠を失くしている現実とのギャップをうめ、法がより現実に沿う改正を願つたのだろう。

では、日本の女たち自身は当時の民法・家制度をどう考えていたのだろうか。私たちの今回のアンケートに「民法が改正された後、『家庭の民主化』がいわれましたがそれであなたの家庭が変わりましたか」との質問がある。この回答によると、約半数の人が「いいえ」と答えており、「はい」と答えているのは全体で二十四%にすぎない。「はい」と答えた人たちの内訳は当時十代だった人たちの二十八%を最高に二十代、三十代の人たちは二〇%代であるが当時四十代だった人たちではたつたの十二%だけである。このアンケートからは民法が新しく改正される過程での女性たちの関心を直接には引き出せない。しかし改正後の状況から考えると、家制度をなくすため積極的に民法改正に関心をもち、改正後家庭の民主化に努力したというの少ないようである。敗戦直後の混乱と食糧欠乏の中毎日の生活に追われ、生きるために精一杯だった暮らしぶりを考えると、民法改正への関心は潜在的だったと思える。

しかし、一方で少数ではあっても、民法改正を強く願つた女

たちもいた。市川房枝を中心として一九四五年十一月三日に結成された新日本婦人同盟の運動目的の一つに「法律における男女平等（たとえば、民法上で妻を無能力者として扱っていることなど）の撤廃」をかかげていた。戦前から活躍していた女性たちの方が、国の具体的な動きより早くからこうした方針を持っていたことは驚きである。しかしこの願いは、敗戦によつてしかかなえられることがなかつた。

## むすび

以上みてきたように、戦後の民法改正は、家族集団のあり方を大きく変える、また、すでに変わりつつあったものを保障する役割を担つた。特にそのなかで、女性の地位は、「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」（旧民法第七八八条第一項）という条項に象徴される「夫の家の嫁」という立場から、法的に解放された。それは、具体的には、戸主としてのしゅうとの管理からまた、戸主の妻＝姑が持つ主婦権からの解放を、法的には得たと言えるだろう。夫との関係で言えば、夫との同居義務（同、第七八九条）、夫婦の法定財産制における不平等（同、第七九八～第八〇七条）、裁判による離婚原因に関する不平等（同、第八一三条）などが改正され、子に対しては、親権における父と母の不平等（同、第八七七条）、および、母の親権に関する

制限（同、第八八六条）も解かれた。その他、相続についても男女の差がなくなるなど、「戦後、女とくつ下は強くなつた」と言われる法的基礎はできたようみえる。

私たちのアンケートでも、戦後、民法改正により、家庭がどのように変わつたかという質問の回答がある。それによると「男性と対等なことがいえるようになった」「財産の等分相続を断行できた」「共同の家庭作りの意識」「夫婦で平等に相談して決め、従属しない」等民法改正の基本方針に合つた変化を表わしていることに気づく。

このように新民法四〇年の今日、戦後世代の増加はよりいつそう旧い家制度の遺風を駆逐しつつある。乗り越えられなかつた壁は徐々に乗り越えられるものとなると期待できる。かつては家中に一人の権力者が存在しその人にとつて有利な生活が保障されていたのに対し、今日では一人一人が尊重されるようになつた。現在までに、民法はまたいくつかの改正を加えてきたが、一方では、「家庭基盤の充実」がことあるごとに叫ばれ、その声が日ましに強くなつてゐる現状を、このような歴史的な意義を頭におきながら、鋭くみつめ直してみたいと思う。

